

「人間教育学研究」投稿規程

平成 16 年 3 月 15 日編集委員会決定

改正 平成 26 年 12 月 1 日

最近改正 平成 28 年 8 月

令和 3 年 4 月

令和 7 年 5 月

1. 「人間教育学研究」は、日本人間教育学会が定期的に刊行する研究誌であり、人間教育学の構築と発展に資する学術論文等を掲載する。掲載する学術論文等は、他の活字媒体や電子媒体に未公開のものとする。

なお、未公開のものとは、過去に国内外の査読付き雑誌（査読付き紀要を含む）または書籍（電子書籍を含む）に掲載されていない論文を指す。国内外の学会における口頭発表、機関リポジトリで電子的に公開した学位論文、および各種研究助成費による研究報告書に掲載された内容を論文化した投稿は可とする。

2. 投稿論文は、論文、総説、研究ノート、実践報告、依頼論文の 5 種類とする。

なお、次のものは論文として扱う。

- ① 教育実践記録で、それが単なる事実の記録にとどまらず、実践の意図やねらい、実践内容の分析等を含み、内容あるいは研究方法において新規性・独創性のあるもの。
- ② 人間教育学に係わる教育内容・教育資料・教材開発あるいは過去の教育思想・教育制度・教育実践・教育内容を分析したもの。

なお、依頼論文は、理事の提案を受けて、編集委員会で審議した後、会長名で依頼するものとする。

3. 本誌は原則として年 1 回、3 月末日までに発行するものとする。論文の投稿は都度受け付けるが、審査の結果、1 月末日までに掲載可となった論文のみ当該年度の本誌に掲載する。2 月 1 日以降に引き続き審査中である場合、次年度の 1 月末までに掲載可となれば次年度の本誌に掲載する。

4. 原稿の著者は、原則として本学会の会員に限る。

5. 投稿論文と内容的に特に関係の深い、同一著者による論文（著書や印刷中および投稿中のものも含む）がある場合には、投稿の際に添付すること。その際、著者名や所属、掲載

誌がわかる記述は削除すること。

6. 審査の結果、「再審査」となった論文は、その後 6 ヶ月以内に再投稿がなされなかった場合、自動的に取り下げたものとする。
7. 本誌と他の学術雑誌に同一内容の論文を重ねて投稿することは認められない。二重投稿が判明した時点で受稿、審査、採択を取りやめるものとする。
8. 著作権等
 - (1) 原稿の内容は著者が責任を負うものとし、委員会の意見により修正を行った場合も同様とする。
 - (2) 原稿内で使用する写真や図、表などの著作権・肖像権などの確認は、著者が全責任を負うものとする。また、それらのものについて委員会から問い合わせがあった際には、速やかに確認書類を提出し、確認できないものについては掲載を見送るものとする。
 - (3) 原稿の著作権は『人間教育学研究』に属するものとする。
9. 掲載された論文は、各学術機関のリポジトリ等において公開する場合、委員会に掲出届けを出すものとする。
10. 採択論文の印刷に要する費用は、原則として本学会の負担とする。
11. 所定の頁数を超える分の印刷費用は著者の負担とする。また、特別な図版、写真等の印刷費用については著者の負担とする。
12. 掲載原稿の抜刷に関する経費は著者の実費負担とする。
13. 本誌に掲載された論文の原稿は返却しない。
14. 本誌の編集は編集委員会が行う。
15. 投稿論文は編集委員会が審査し、掲載の可否を決定する。
16. 編集委員会規程、投稿論文審査規程、執筆要項は別に定める。